

太田市教育委員会事務事業評価委員会運営要綱

太田市教育委員会事務事業評価委員設置要綱（平成21年1月20日太田市教育委員会制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する、事務・事業の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うことで、より効果的な教育行政の推進に資するとともに、事務・事業の管理及び執行状況についての透明性を確保するため、太田市附属機関設置条例（令和7年太田市条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき設置された、太田市教育委員会事務事業評価委員会（以下「委員会」という。）について、条例第5条の規定に基づきその組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会が実施する事務・事業の点検・評価に関して、教育委員会の求めに応じて意見を述べること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項

（委員等）

第3条 事務事業評価委員の定数は2人とする。

- 2 委員は、教育に見識を有する者のうちから教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第4条 委員会は、教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員全員が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、条例の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 条例の施行の際現に改正前の太田市教育委員会事務事業評価委員設置要綱の規定により委嘱された委員（以下「旧委員」という。）である者は、条例の施行の日に委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。